



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 34/2013年8月号

発行日：2013年8月19日

最近車中で、車椅子に乗った方を多く見かけます。JR等の駅でエレベータ設置工事が進み、ハンディキャップを持っている方も気軽に公共交通機関を利用できるようになったからだと思います。人にやさしい社会は嬉しいですね。

I. 最新情報（2013年7月1日～2013年7月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年7月 9日	研究 資料	会計制度委員会研究資料第4号「時価の算定に関する研究資料～非金融商品の時価算定～」の公表について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成25年7月9日付けで、会計制度委員会研究資料第4号「時価の算定に関する研究資料～非金融商品の時価算定～」を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本研究資料は、平成23年9月20日付けの諮問事項「非金融商品及び非上場の株式等の公正価値の算定方法について調査研究されたい。」に対するものです。「時価」とは公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいうとされています。我が国の会計実務においても資産の時価を使用する局面が増加しています。時価の算定に際しては、状況に応じた適切な評価技法を併用又は選択する必要がありますが、非金融商品については時価を算定するための情報の入手について困難を伴う場合が多いと考えられます。このような実務的な背景を踏まえて、本諮問が発出されました。これを受け、当協会では、平成23年11月に会計制度委員会に非金融商品に関する公正価値検討専門委員会を設置しました。その後、平成24年12月にIFRS財団から、相場価格のない資本性金融商品に関し、IFRS第13号「公正価値測定」に付属する教育マテリアルの第1章が公表されたことも踏まえ、当専門委</p>	—

			<p>員会では、非金融商品、特に有形固定資産と無形資産について、その時価算定の方法及びデータの17入手方法、並びに時価算定の際の留意事項等の研究を行いました。</p> <p>当協会（会計制度委員会）では、上記諮問に対しての結論は得られなかったものの、これまでの専門委員会での検討経過を公表することは意義のあることと考え、ここに、会員が時価の算定方法を研究する上での一助となるような資料を提供することといたしました。したがって、本研究資料は、実務上の指針として位置付けられるものではなく、実務を拘束するものでもありません。</p> <p>本研究資料が、時価の算定方法を研究する上での一助となるとともに、公正価値測定に関する包括的な会計基準設定に関する議論に寄与することを期待いたします。</p>	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年7月 30日	意見	IASB 公開草案「金融商品：予想信用損失」に対する意見について	<p>平成 25 年3月7日に国際会計基準審議会（IASB）から、IASB 公開草案「金融商品：予想信用損失」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 25 年7月5日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2013年7月 30日	意見	IASB 公開草案「確定給付制度：従業員拠出（IAS 第 19 号の修正案）」に対する意見について	<p>平成 25 年3月 25 日に国際会計基準審議会（IASB）から、IASB 公開草案「確定給付制度：従業員拠出（IAS 第 19 号の修正案）」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 25 年7月 25 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年7月 2日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第 25 号 「非営利組織の会計 枠組み構築に向	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 25 年6月4日に開催されました常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 25 号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」を公表しましたのでお知らせします。</p>	—

		<p>けて」の公表について</p>	<p>我が国における非営利組織は、法人形態ごとに会計基準や作成する財務諸表が異なり、一般の情報利用者による横断的な理解は困難な状況にあります。また情報開示の面においても、ウェブサイト等を利用した開示を行う組織は少なく、法制度上求められる備置きにとどまる組織が多いのが現状です。</p> <p>一方で、地域コミュニティの核として、高齢化社会における福祉・医療の支え手として、更には民からの政策立案・提言・モニタリング主体として、社会から寄せられる期待は極めて大きく、その期待に応えるべく、財政的基盤の強化・自立的経営の確立が非営利組織に求められています。</p> <p>そのためには、非営利組織への民間からの資源提供を強化し、自立した経営を促す仕組みが必要であり、その一環として、法人形態を超え、幅広いステークホルダーのニーズに応え得る共通的な会計枠組みの構築が必要であると考え、今回、研究報告を取りまとめることとなりました。</p> <p>なお、今回の研究報告の取りまとめは、非営利組織の会計枠組み構築に向けた第一歩として様々な論点について検討を試みた段階であると捉えております。</p> <p>今後、本研究報告を参考として、様々なステークホルダーの参画の下、非営利組織の会計枠組みについて検討が進むことを期待するとともに、引き続き、当協会では、非営利組織の会計枠組み構築に向けて尽力していく所存です。</p>	
2013年7月2日	研究報告	<p>公会計委員会研究報告第20号「国際監査基準 公的部門特有の考慮事項の検討」の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、この度、公会計委員会研究報告第20号「国際監査基準 公的部門特有の考慮事項の検討」を取りまとめましたので公表いたします。</p> <p>国際監査基準（ISA）は、民間部門だけではなく公的部門を含む財務諸表監査の基準として設定されており、特に公的部門の財務諸表監査において追加的に考慮する事項（以下「公的部門特有の考慮事項」という。）がISAの各基準書の適用指針において規定されております。しかし、これまで、この公的部門特有の考慮事項の我が国における取扱いについては十分検討がなされておりました。そこで、現在、公的部門における財務諸表監査として実施されている独立行政法人及び国立大学法人の監査に関して、公的部門特有の考慮事項を踏まえた場合に、どのような実務上の考慮を要するのか、実務指針等の整備が必要なのかなどについて検討し、報告書として取りまとめることとしたものです。</p> <p>最後に、日本公認会計士協会（公会計委員会）では、今後も公的部</p>	—

			門の監査の発展に向けて努力していく所存でありますことを申し添えます。	
--	--	--	------------------------------------	--

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年7月 5日	研究 報告	学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いに関するQ&A」の改正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成25年7月3日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いに関するQ&A」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 退職給与引当金等の会計処理については、平成23年2月17日付けで「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」が文部科学省から発出され、平成23年5月17日付けで「学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針」が公表されています。その後、公益財団法人私立大学退職金財団や各都道府県ごとに設立された私立学校退職金団体に対する退職給与引当金等の会計処理に関する委員会報告が平成25年1月15日付けで当該実務指針に統合されたことを受け、「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いに関するQ&A」を「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関するQ&A」に名称を変更するとともに、必要な修正を行いました。	—

II. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

国際会計基準（IFRS）の当面の方針について

企業会計審議会は、「国際会計基準への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月19日付）を公表しました。これには、IFRSへの対応のあり方に関する基本方針を示しつつ、「IFRSの任意適用要件の緩和」「IFRSの適用の方法」「単体開示の簡素化」の3つの考え方が整理されています。

特に注目すべきは、「IFRSの適用の方法」としてエンドースメント手続の必要性に触れている点です。エンドースメント手続とは、自国基準へのIFRSの取り込み手続を言い、多くの国地域で導入されています。我が国でもピュアなIFRSの他「我が国に適したIFRS」の観点から個別基準を検討し、必要に応じて基準の一部を削除又は修正した上で適用するエンドースメントの仕組みを設けることは、IFRSの任意適用企業数の本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

増加を図る中、世界金融危機のような非常時に我が国の事情に即した対応を採る道を残しておくことになるなど、我が国での柔軟な対応を確保する観点から有用であると考えられています。

我が国は、今後4つの基準（「日本基準」「米国基準」「ピュアIFRS」「エンドースメントされたIFRS」）が併存する可能性はありますが、大きな収斂の流れの中での1つのステップとして位置づけることが適切とされています。

なお今回の方針には、エンドースメントの検討をASBJが速やかに行うことを期待すると示され、また任意適用要件の緩和及び単体開示の簡素化に関しては、適用可能となる具体的な時期について提案されておりません。

2. ペーパーフェイスブック

今回のつづやきはお休みします。

（注）このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね！」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上